

# 第12回横浜市都市美対策審議会表彰広報部会

## 次 第

日 時 平成27年10月16日（金）午前10時から12時まで

会 場 横浜市開港記念会館 2階9号室

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 議 事

- (1)第8回横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門について（審議）
- (2)その他

#### 3 閉 会

### 資 料

- ・名簿
- ・座席表
- ・資料1：横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門の概要について
- ・資料2：第8回横浜・人・まち・デザイン賞 スケジュール（案）
- ・資料3：第8回横浜・人・まち・デザイン賞 募集に関する広報について（案）
- ・資料4：第8回横浜・人・まち・デザイン賞 まちなみ景観部門の選考方法について（案）
- ・資料5：第7回横浜・人・まち・デザイン賞アンケート結果
- ・資料6：まちなみ景観部門 表彰対象地区一覧
- ・資料7：「横浜サイン」を推進するための表彰制度について
- ・資料8：横浜まちづくり顕彰事業実施要綱
- ・資料9：横浜まちづくり顕彰事業実施細目

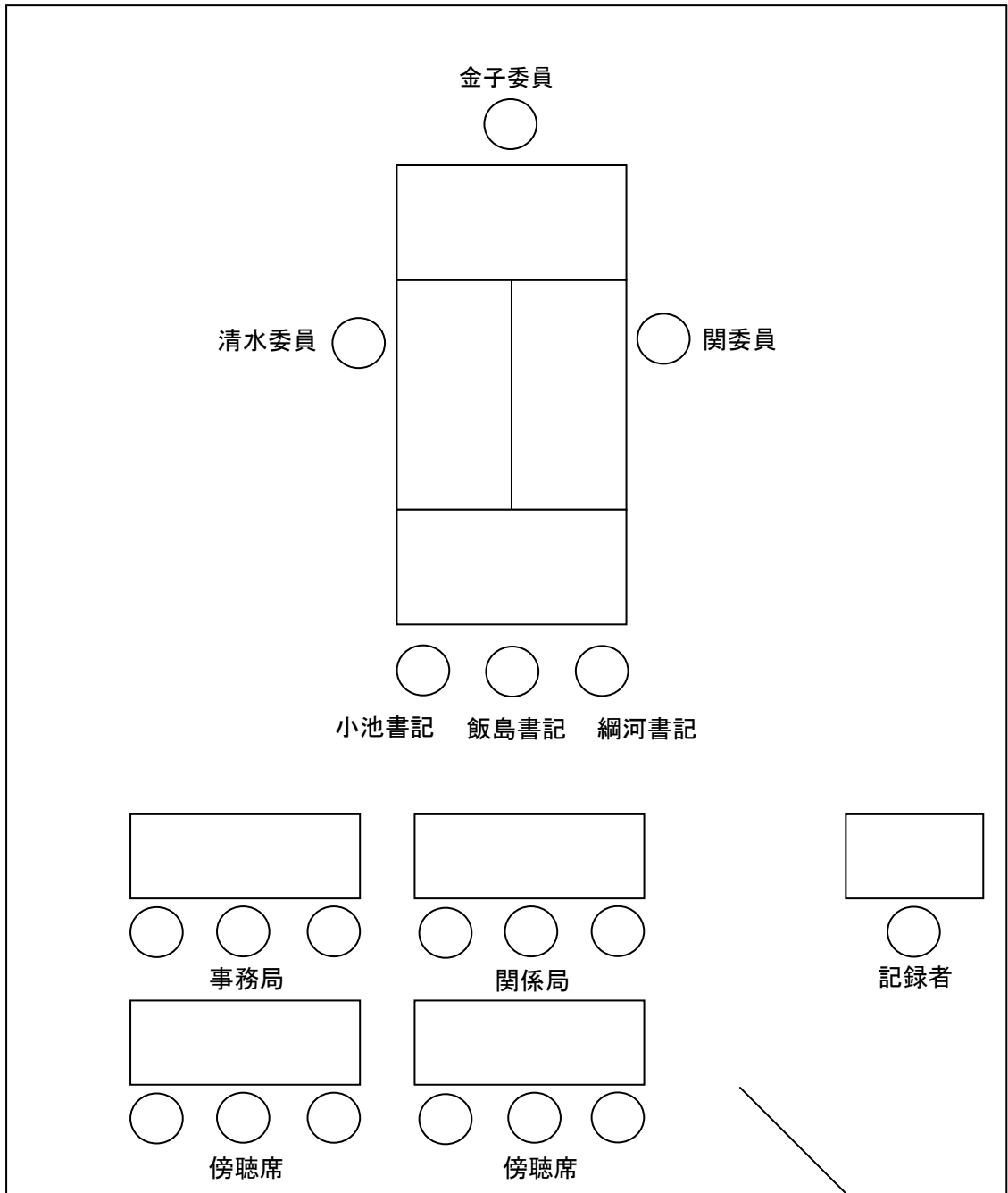
## 第12回 横浜市都市美対策審議会表彰広報部会委員名簿

開催日時：平成27年10月16日（金） 10:00～12:00

		氏名（敬称略）	現職等	
1	部会長	佐々木 葉	早稲田大学創造理工学部社会環境工学科教授 （景観）	欠席
2	委員	金子 修司	横浜商工会議所	
3	//	鈴木 智恵子	エッセイスト	欠席
4	//	関 和明	関東学院大学建築・環境学部建築・環境学科教授 （建築史）	
5	//	清水 靖枝	市民委員	
6	書記	小池 政則	横浜市都市整備局地域まちづくり部長	
7	//	飯島 悦郎	横浜市都市整備局地域まちづくり部景観調整課長	
8	//	綱河 功	横浜市都市整備局企画部都市デザイン室長	

# 【第12回横浜市都市美対策審議会表彰広報部会座席表】

会場：横浜市開港記念会館 2階9号室



## 横浜・人・まち・デザイン賞 まちなみ景観部門の概要について

本市では地域の個性を生かした魅力あるまちづくりを推進する目的で、昭和60年から「横浜まちなみ景観賞」を実施しています。平成11年度からは「横浜まちづくり功労者賞」とあわせて「横浜・人・まち・デザイン賞」と改称し、両部門の根拠となる条例制定の検討に伴う休止期間を経て、平成26年度までに計7回実施しています。

「横浜・人・まち・デザイン賞」は隔年で行われており、魅力あるまちづくりへの貢献が認められる活動を対象とした「地域まちづくり部門」と都市景観の創造や保全に寄与したまちなみを構成する建築物等を対象とする「まちなみ景観部門」の2部門について実施しています。市民公募による候補の中から、「地域まちづくり部門」は横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会、「まちなみ景観部門」は横浜市都市美対策審議会表彰広報部会の選考に基づいて市長が表彰対象を決定しています。

根拠条例	<p><b>(横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例第17条)</b></p> <p>市長は、魅力ある都市景観の創造に特に著しい功績のあったものに対し、表彰を行うことができる。</p>
顕彰対象	<p><b>(横浜まちづくり顕彰事業実施要綱第2条第1号)</b></p> <p>○横浜市内において地域の個性を活かした魅力ある都市景観の形成に寄与している、まちなみ、建築物、工作物等で、おおむね10年以内に新しく造られたもの、又は歴史的建造物等再生されたもの</p> <p><b>(横浜まちづくり顕彰事業実施細目第2条)</b></p> <p>○顕彰対象は、原則として民間のものとする。</p> <p>(ただし、横浜市又はその他の行政機関等が事業者である建築物、工作物等については、市民の評価が高いと認められる場合に顕彰することができる。)</p> <p>○次については顕彰対象から除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去において、横浜まちなみ景観賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門を受賞したもの</li> <li>・法令、例規等に違反しているもの</li> <li>・その他顕彰対象としてふさわしくないと認められるもの</li> </ul>
選考基準	<p><b>(横浜まちづくり顕彰事業実施細目第3条)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の個性と魅力にあふれた新しい都市景観の創造に寄与しているもの</li> <li>・まちの活性化に寄与し、賑わいのある都市景観を形成しているもの</li> <li>・歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与し、又はそれらと調和を保っているもの</li> <li>・横浜らしさの演出に寄与しているもの</li> <li>・都市景観と環境や福祉への配慮などの先進的な取り組みが調和しているもの</li> <li>・その他、優れた都市景観の形成に寄与しているもの</li> </ul>
表彰対象	<p><b>(横浜まちづくり顕彰事業実施細目第5条)</b></p> <p>表彰は、顕彰対象に関連した次に掲げるものに対して行う。ただし、法令、例規等に違反又は、表彰対象とふさわしくないと認められる物については、表彰対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなみ、建築物、工作物等の事業者、設計者、施工者等</li> <li>・その他顕彰対象に関連するもの</li> </ul>

(参考) 第7回横浜・人・まち・デザイン賞の実施概要

(1) 応募期間

平成26年5月1日～6月30日

(2) 応募状況

地域まちづくり部門：43通（選考対象36件）

まちなみ景観部門：140通（選考対象110件）

(3) 表彰対象案件

地域まちづくり部門：6件（主体である団体：6団体、活動を支援した個人または団体：4団体）

まちなみ景観部門：7件（表彰対象団体：51団体）

表彰対象 (【】内は所在地)	表彰者	
震橋【中区】	[設計者]株式会社オリエンタルコンサルタンツ	[施工者 下部工工事]土志田建設株式会社
	[施工者 上部工製作・架設]北日本機械株式会社	[施工者 取付道路工事]中鉢建設株式会社
	[施工者 支承リフレッシュ]日本鑄造株式会社	
横浜地方気象台と ブラフ99ガーデン 【中区】	[横浜地方気象台 事業者・工事監理] 国土交通省関東地方整備局	[横浜地方気象台 施工者(EV)]ダイコー株式会社
	[横浜地方気象台 設計者]安藤忠雄建築研究所	[ブラフ99 ガーデン 設計者]創和エクステリヤ株式会社
	[横浜地方気象台 施工者(建築)] 大和小田急・三木経常建設共同企業体	[ブラフ99 ガーデン 施工者]石山造園株式会社
	[横浜地方気象台 施工者(電気設備)]扶桑電機株式会社	
神奈川大学 横浜キャンパス 3号館【神奈川区】	[事業者]学校法人神奈川大学	[設計監理]横浜市建築設計協同組合
	[設計監修]神奈川大学工学部建築学科／キャンパスワーキンググループ（室伏次郎・重村力・内田青蔵・山家京子・曾我部昌史・中井邦夫・古谷洋平）	[施工者]鹿島建設株式会社 横浜支店
横浜ベイクォーター 【神奈川区】	[事業者]三菱倉庫株式会社	[基本設計]株式会社K計画事務所
	[管理運営]横浜ダイヤビルマネジメント株式会社	[基本設計・実施設計・設計監理]株式会社三菱地所設計
	[商業プロデュース]株式会社北山創造研究所	[実施設計・施工]株式会社竹中工務店
旧伊藤博文金沢別邸 【金沢区】	[調査・設計・監理]株式会社建文	[復元工事 衛生空調設備]株式会社光電社
	[外構設計]株式会社戸田芳樹風景計画	[外構工事]株式会社錦光園
	[復元工事 建築]馬淵建設株式会社	[展示工事]株式会社オフサイド
	[復元工事 電気設備]藤電設工業株式会社	
横浜公園【中区】	[基本設計]環 計画事務所	[施工者]藤・田澤建設共同企業体
	[実施設計]株式会社農村・都市計画研究所	[施工者]藤造園建設株式会社
	[施工者]横浜庭苑株式会社	[施工者]堀江造園株式会社
東横フラワー緑道 【東急東横線 東 白楽駅から横浜駅 周辺】	[実施設計]創和エクステリヤ株式会社	[施工者]田野井造園株式会社
	[実施設計]株式会社並木設計	[施工者]奈良造園土木株式会社
	[実施設計]有限会社フィールド計画調査	[施工者]ワコー緑建株式会社
	[実施設計]株式会社クリエート	[施工者]相原造園土木株式会社

	[実施設計]株式会社ランズ計画研究所	[運営管理]東横フラワー緑道運営管理委員会
	[実施設計]株式会社創和設計	[運営管理]東横フラワー緑道第一公園愛護会
	[施工者]株式会社サカタのタネ	[運営管理]東横フラワー緑道第二公園愛護会
	[施工者]横浜庭苑株式会社	[運営管理]東横フラワー緑道第三公園愛護会

(4) 表彰式

平成27年4月24日（横浜市長公舎）

(5) 応募件数の推移

	応募総数（件）	応募件数（件）
第1回（平成12年）	92	83
第2回（平成14年）	117	70
第3回（平成16年）	99	66
第4回（平成21年）	63	55
第5回（平成23年）	89	68
第6回（平成25年）	198	84
第7回（平成27年）	140	110

第7回表彰式の様子（平成27年4月24日 横浜市長公舎）



▲記念撮影



▲鈴木（伸）副市長からの表彰状授与



▲ティーパーティー

## 第7回横浜・人・まち・デザイン賞パネル展

表彰式の際に使用した、受賞作品を紹介するパネルを市庁舎及び16区役所に展示しました。

(平成27年5月～10月)



▲ 泉区役所



▲ 鶴見区役所



▲ 市庁舎1階市民広間



▲ 金沢区役所



## 受賞プレート作成

今回からまちなみ景観部門では、優れた景観として表彰されたことをより多くの方々に知っていただくため、建物などの外部に設置する受賞プレートを作成し、受賞者に配布しました。

(平成27年5月～6月)



### ▲受賞プレート

(仕様：ステンレス製 (ヘアライン仕上げ) h150\*w200 t=5.0)



### ▲東横フラワー緑道



### ▲横浜地方気象台と ブラフ99ガーデン

## ■第8回横浜・人・まち・デザイン賞 スケジュール（案）

## 地域まちづくり部門

○地域まちづくり推進委員会表彰部会  
[平成27年10月22日]  
第8回の方針・スケジュール等を審議

## まちなみ景観部門

◇都市美対策審議会表彰広報部会  
[平成27年10月16日]  
第8回の方針・スケジュール等を審議

◎地域まちづくり推進委員会表彰部会・都市美対策審議会表彰広報部会 合同部会  
[平成28年1月]  
・第8回の方針・スケジュール等を確認・決定

◎募集 [平成28年5月～6月]  
・応募はがき又はウェブページからの電子申請による応募  
・自薦、他薦は不問、複数の応募も可

◎両部会委員への応募状況を報告 [平成28年7月上旬]

○地域まちづくり部門活動調査等  
[平成28年7月～11月下旬]  
・地域まちづくりの取組状況の調査を事務局で実施し、活動調査票等を作成  
・11月中旬に活動調査票等を各委員へ送付

◇まちなみ景観部門物件調査等  
[平成28年7月～10月]  
・事務局で物件調査を行い、調査票等を作成  
・調査票を各委員へ送付

○地域まちづくり部門選考  
[平成29年1月]  
各委員の事前評価を基に選考を行う

◇まちなみ景観部門選考  
現地視察 [平成28年12月上旬]  
本審査 [平成28年12月中旬]

◎表彰対象決定・公表 [平成29年2月ごろ]  
・両部門の選考終了後、市長が表彰対象を決定し、4月頃結果を公表（記者発表・ホームページ等）

※地域まちづくり推進委員会に選考結果を報告 [平成29年3月(予定)]

※都市美対策審議会に選考結果を報告 [平成29年3月(予定)]

◎表彰式（選考委員出席） [平成29年5月ごろ]

## ■第8回横浜・人・まち・デザイン賞 募集に関する広報について（案）

広報内容	時期(予定)	備考
記者発表	平成 28 年 4 月下旬	
都市整備局ホームページ掲載	平成 28 年 5 ～ 6 月	
広報よこはま「はま情報」募集記事掲載	平成 28 年 5 月 1 日	
神奈川新聞「市民の広場」募集記事掲載	平成 28 年 5 月上旬	
テレビ神奈川「ずばり！ 横濱」募集放送※お知らせコーナー	平成 28 年 5 月上旬	
市庁舎 1 階市民広間にて広報パネル展示	平成 28 年 5 月	
建築・土木系雑誌へ募集記事掲載		日経コンストラクション、日経アーキテクチュア、新建築等
タウンニュース掲載（依頼）	平成 28 年 5 月～	
地域まちづくり課メールマガジン「ヨコハマ人・まち」掲載	平成 28 年 5 月上旬	
市民活動支援センターメールマガジン掲載	平成 28 年 5 月上旬	「animato pico（アニメートピコ）」
募集リーフレット・ポスター配付	平成 28 年 5 ～ 6 月	区役所、駅 PR ボックス等（配布先は裏面参照）
市内地域まちづくり活動団体等へ情報提供	平成 28 年 5 月	地域まちづくり組織、まち普請整備団体等
市内建設関係の業界団体への情報提供	平成 28 年 5 月	神奈川県建築士事務所協会、神奈川県建築士会、横浜建設業協会 JIA（日本建築家協会）
市内大学・高校への情報提供	平成 28 年 5 ～ 6 月	大学 30 校、市立高校 11 校
中間支援組織への情報提供	平成 28 年 5 ～ 6 月	区民活動支援センター、社会福祉協議会、まちづくり支援団体、地域ケアプラザ、緑の協会等
まちづくりコーディネーターへの情報提供	平成 28 年 5 ～ 6 月	コーディネーター 78 名
過去の受賞者への情報提供	平成 28 年 5 ～ 6 月	

## (募集リーフレット配布先一覧)

場所	箇所数	備考
市民情報センター	1	
区役所広報相談係	18	
行政サービスコーナー	13	
地区センター	80	
コミュニティハウス	115	
地域ケアプラザ	133	
公会堂	18	
図書館	18	
駅（PRボックス）	18	区1か所 乗降者数の多い駅に配架
区社会福祉協議会	18	
市民活動支援センター	1	
区民活動支援センター	18	
男女共同参画センター	2	
まちづくり支援団体	9	
まちづくりコーディネーター	78	
緑の協会	1	
県民活動サポートセンター	1	
ボランティアセンター	1	
神奈川県建築士事務所協会	1	
神奈川県建築士会	1	
コミュニティカフェ	15	
子育て支援	19	
まち普請事業整備済団体	41	
市内大学	30	
市立高校	11	
過去の受賞者	86	

## 第 8 回横浜・人・まち・デザイン賞 まちなみ景観部門の選考方法について（案）

## 【募集】

募集期間	平成 28 年 5 月 1 日～6 月 30 日（2 カ月間）
応募要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内において地域の個性を活かした魅力ある都市景観の形成に寄与しているまちなみ、建築物、工作物等であること</li> <li>・おおむね 10 年以内に新しく造られたもの、又は歴史的建造物等再生されたものであること</li> </ul> <p>（過去に「横浜まちなみ景観賞」及び「横浜・人・まち・デザイン賞 まちなみ景観部門」を受賞したものは対象外とします。）</p>
応募方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募はがき又はウェブサイトからの電子申請による応募</li> <li>・記載事項：対象の名称、所在地、応募・推薦理由、付近見取図（略図）</li> <li>・自薦、他薦は不問</li> <li>・個人での複数応募も可</li> </ul>
選考の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の個性と魅力にあふれた新しい都市景観の創造に寄与しているもの</li> <li>・まちの活性化に寄与し、賑わいのある都市景観を形成しているもの</li> <li>・歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与し、又はそれらと調和を保っているもの</li> <li>・横浜らしさの演出に寄与しているもの</li> <li>・都市景観と環境や福祉への配慮などの先進的な取り組みが調和しているもの</li> <li>・その他、優れた都市景観の形成に寄与しているもの</li> </ul>

## 【選考】

## 1 部門の振り分け等について

- ・錯誤と認められる案件については本人に確認のうえ、事務局で振り分けを行います。
- ・両部門の応募・選考状況について、両部会委員に情報提供を行います。

## 2 物件調査、審査資料の作成について（事務局作業）

- ・応募の内容から、明らかに応募要件に適合しないものは事務局で事前に整理を行います。
- ・対象の概要や現地の状況等を調査し、応募物件個票（別添）を作成します。

## 3 委員による現地調査、事前評価について

- ・個票の内容をもとに、現地調査を行いたいものを委員に各 10 件程度選定していただきます。各委員の希望をもとに、事務局で現地調査を行う案件を選定します。
- ・現地調査後、個票の内容と現地調査の結果をもとに表彰対象にふさわしいと思うものを委員に各 7 件程度選定（事前審査）していただきます。

## 4 部会での選考について

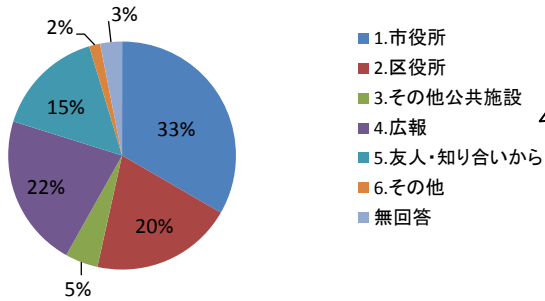
- ・各委員による事前審査の結果をもとに表彰広報部会による審議を行い、表彰対象を選考します。

第8回横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門 応募物件個票（案）

		推薦理由等	
		過去の受賞歴 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	受賞対象物件名
		評価できる点	
		<選考基準> <input type="checkbox"/> 地域の個性と魅力にあふれた、新しい都市景観の創造に寄与しているもの <input type="checkbox"/> まちの活性化に寄与し、賑わいのある都市景観を形成しているもの <input type="checkbox"/> 歴史的なまちなみ、および自然景観の保全に寄与し、またはそれらと調和を保っているもの <input type="checkbox"/> 横浜らしさの演出に寄与しているもの	
		<input type="checkbox"/> 都市景観と環境や福祉への配慮などの、先進的な取組が調和しているもの <input type="checkbox"/> その他、優れた都市景観の形成に寄与しているもの	
■竣工 or <input type="checkbox"/> 再生 の日付 平成 年 月 (建築経過年数 年 ヶ月)			
位置図	建築基準法適合 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 対象外		
			問題点
	候補地及び周辺における状況その他 (気になる点)		
		設置主体	応募件数
		<input checked="" type="radio"/> 民間 ・ <input type="radio"/> 公共	件 (うち自薦 件)
所在区	所在地	種類	件名
			整理番号

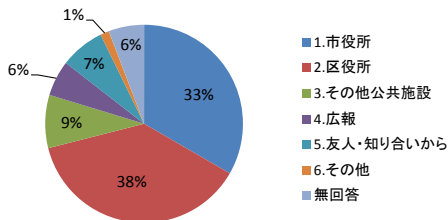
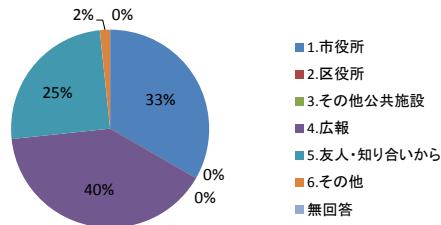
## 第7回 横浜・人・まち・デザイン賞アンケート結果

Q. 今回の募集をどこで知りましたか？

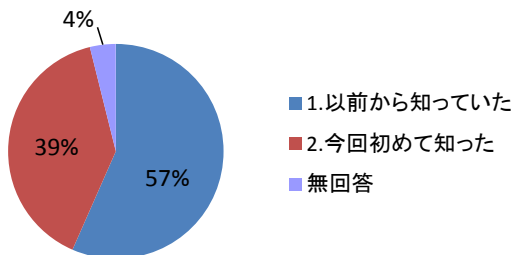
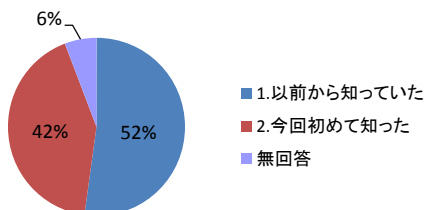
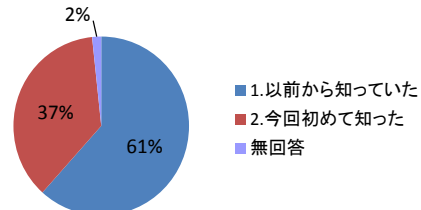
Q. 今回の募集をどこで知りましたか  
(全体)

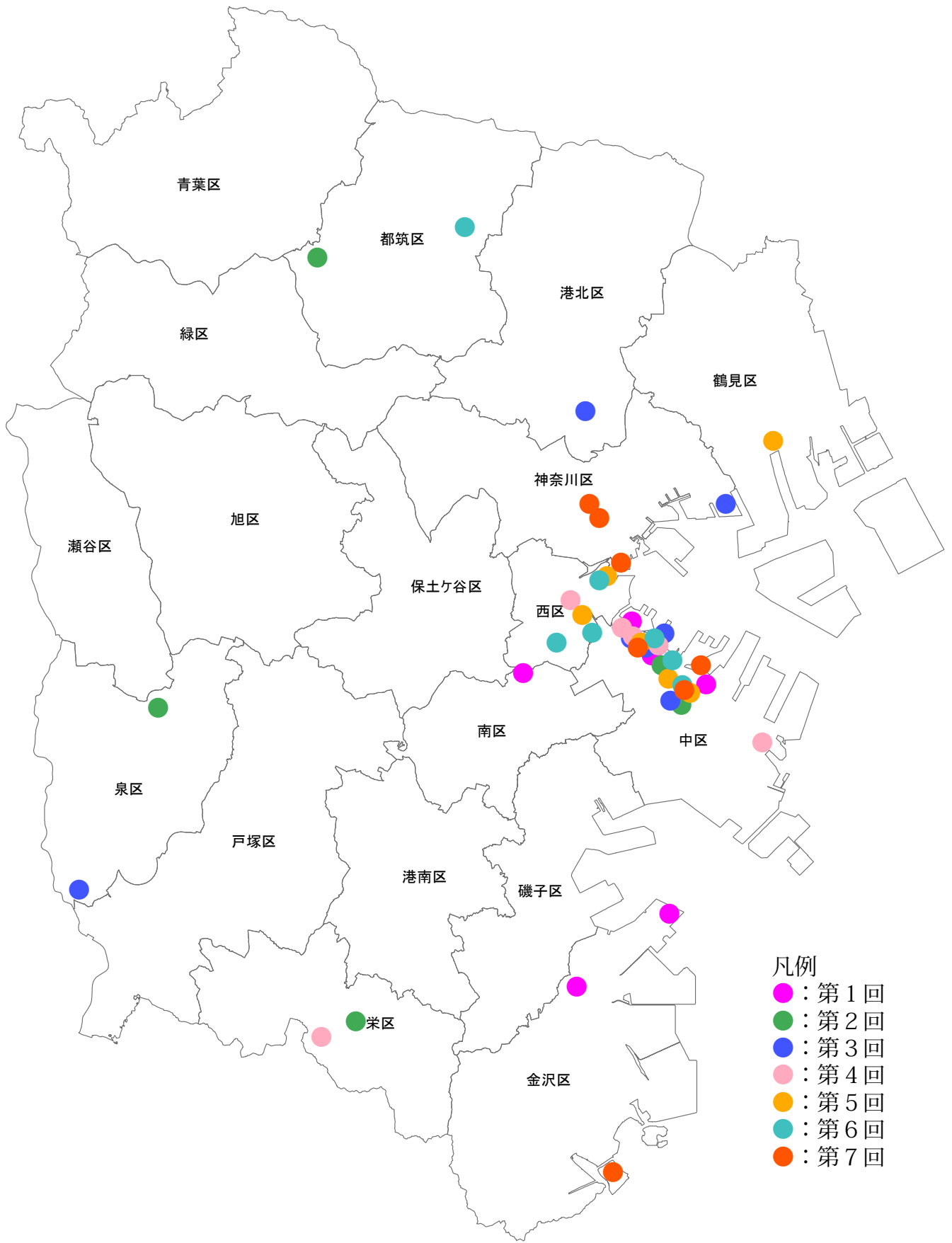
「広報」というのが何を指しているのかわかりづらいため、選択肢を増やすのはどうか。

- 1.市役所
- 2.区役所
- 3.その他公共施設
- 4.新聞・雑誌
- 5.ホームページ
- 6.友人・知り合いから
- 7.その他 ( )

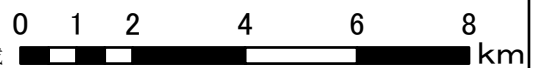
Q. 今回の募集をどこで知りましたか  
(はがき申請)Q. 今回の募集をどこで知りましたか  
(電子申請)

Q. この賞があることを知っていましたか？

Q. この賞があることを知っていましたか  
(全体)Q. この賞があることを知っていましたか  
(はがき申請)Q. この賞があることを知っていましたか  
(電子申請)



- 凡例
- : 第1回
  - : 第2回
  - : 第3回
  - : 第4回
  - : 第5回
  - : 第6回
  - : 第7回





## 「横浜サイン」を推進するための表彰制度について

### 1 表彰制度導入検討の背景

- ・横浜市は平成 25 年度から「魅力ある景観をつくる屋外広告物」を「横浜サイン」と呼び、そのような広告物を市内に積極的に広める取組を始めている。
- ・その背景にある考え方は、屋外広告物は景観を阻害するものとして排除・規制するものではなく、魅力ある景観を創るものとして捉えることにある。
- ・広告主や屋外広告物事業者が、魅力ある景観を創る屋外広告物を増やしていく動機となる誘導策の一つとして表彰制度を設置する。

### 2 屋外広告物審議会※の意見

- ・単なる広告のデザイン性だけを評価するのではなく、サインというのは、概念が広く、特にそのお店の看板が魅力的な理由まで掘り下げられると望ましい。
- ・「横浜サイン」の周知やオリジナル性を出すため、また、屋外広告物の市民への認知度、表彰のための評価項目など、景観とは異なる要素も多いため、「横浜・人・まち・デザイン賞」とは別に表彰制度で行ってみるのも良いのではないか。

#### ※【横浜市屋外広告物審議会】

市の屋外広告物に関する諮問機関。構成メンバーは、学識経験者（まちづくり、デザイン）、専門家（弁護士など）、市商店街総連合会、市町内会連合会、屋外広告業団体など 10 名からなり、市屋外広告物条例に基づき設置。

### 3 今後のスケジュール案

平成 28 年 1 月：屋外広告物審議会にて審議

3 月：募集チラシ製作

4 月：募集開始（記者発表）

4～5 月：作品募集

6 月：第一次審査

9 月：横浜サインパネル展（一次通過作品の展示）

11 月：二次審査

12 月：受賞作品決定（記者発表）

平成 29 年 3 月：横浜サインフォーラムにて表彰

## 横浜サイン

横浜の個性的で魅力ある景観をつくるためには、条例による一律の規制策だけではなく、景観に配慮した屋外広告物の誘導策。地域の個性的なまちづくりに寄与する広告物を増やす取組を、「横浜サイン」として積極的に活動を進めています。

### 平成 26 年度の活動内容

#### 6 月：官民合同勉強会

屋外広告業団体と県内の自治体担当者による、  
屋外広告と景観に関する勉強会



#### 9 月：横浜サインの写真パネル展

市内の横浜サインのコンセプトに合う店舗  
の屋外広告物に関する写真展開催



#### 11 月：街歩き

元町で商店街関係者と屋外広告業団体による  
サインをテーマにした街歩き



#### 3 月：横浜サインフォーラム

「サインによるまちの活力・賑わいの創出」  
をテーマとしたフォーラムの開催



## 横浜まちづくり顕彰事業実施要綱

### (目的)

第1条 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成18年2月横浜市条例第2号）第17条及び横浜市地域まちづくり推進条例（平成17年2月横浜市条例第4号）第15条に基づき、横浜市における、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりへの貢献が認められる「まちなみを構成する建築物等」や、「地域まちづくりの取組」を顕彰し、もってまちづくりの推進に寄与する目的で、横浜まちづくり顕彰事業（以下「顕彰事業」とする）を実施する。

### (賞及び部門)

第2条 顕彰事業には、横浜・人・まち・デザイン賞を設け、まちなみ景観部門、地域まちづくり部門について実施する。

- (1) まちなみ景観部門の顕彰対象として応募または推薦することができるものは、横浜市内において地域の個性を活かした魅力ある都市景観の形成に寄与している、まちなみ、建築物、工作物等で、おおむね10年以内に新しく造られたもの、又は歴史的建造物等再生されたものであるものとする。
- (2) 地域まちづくり部門の顕彰対象として応募または推薦することができるものは、横浜市内において横浜市地域まちづくり推進条例第2条第1項第3号に規定する地域まちづくりで、おおむね3年以上の取組実績のあるものとする。

### (審査選考)

第3条 顕彰対象の審査選考については各部門において次の機関が行う。

- (1) まちなみ景観部門の審査選考は、横浜市都市美対策審議会表彰広報部会が行う。
- (2) 地域まちづくり部門の審査選考は、横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会が行う。

### (顕彰対象の決定)

第4条 顕彰対象は、横浜市都市美対策審議会表彰広報部会及び横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会の選考に基づき、市長が決定する。

### (表彰)

第5条 顕彰対象に対する表彰は、市長が隔年1回行う。

### (主催等)

第6条 本事業は、横浜市が主催し、必要に応じて趣旨に賛同する団体の協力を得て行うことができる。

(国土交通大臣への推薦)

第7条 市長は、横浜・人・まち・デザイン賞の受賞者を、国土交通大臣が行う「まちづくり功労者表彰」の候補者として推薦することができる。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市整備局長が別に定める。

付則

この要綱は、昭和60年10月22日から実施する。

この要綱は、平成11年10月25日から実施する。

この要綱は、平成17年 4月 1日から実施する。

この要綱は、平成20年 3月21日から実施する。

この要綱は、平成24年 4月 1日から実施する。

## 横浜まちづくり顕彰事業実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、横浜まちづくり顕彰事業実施要綱（平成24年4月1日改正。以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考の原則)

第2条 顕彰対象は、原則として民間のものとする。ただし、横浜市又はその他の行政機関等が事業者である建築物、工作物等については、市民の評価が高いと認められる場合に顕彰することができる。

2 次にについては顕彰対象から除外する。

- (1) まちなみ景観部門については、過去において、横浜まちなみ景観賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門を受賞したもの
- (2) 地域まちづくり部門については、過去において、横浜まちづくり功労者賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞まちづくり活動部門又は地域まちづくり部門を受賞したもの
- (3) 法令、例規等に違反しているもの
- (4) その他顕彰対象としてふさわしくないと認められるもの

(選考基準)

第3条 まちなみ景観部門の選考基準は、次の各号によるものとする。

- (1) 地域の個性と魅力にあふれた新しい都市景観の創造に寄与しているもの
- (2) まちの活性化に寄与し、賑わいのある都市景観を形成しているもの
- (3) 歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与し、又はそれらと調和を保っているもの
- (4) 横浜らしさの演出に寄与しているもの
- (5) 都市景観と環境や福祉への配慮などの先進的な取り組みが調和しているもの
- (6) その他、優れた都市景観の形成に寄与しているもの

2 地域まちづくり部門の選考基準は、次の各号によるものとする。

- (1) 公共性（地域社会への貢献）が評価されるもの
- (2) 積極性が評価されるもの
- (3) 地域住民等の幅広い参加や他団体との連携が評価されるもの
- (4) 今後の活動の継続性・発展性が評価されるもの
- (5) 創意工夫が評価されるもの

(調査又は報告)

第4条 市長は審査選考のため必要があるときは、顕彰対象として応募又は推薦することができるもの状況を調査し、又はその関係者から報告を徴することができる。

(表彰対象)

第5条 表彰は、顕彰対象に関連した次に掲げるものに対して行う。ただし、法令、例規等に違反又は、表彰対象とふさわしくないと認められる物については、表彰対象としない。

- (1) まちなみ、建築物、工作物等の事業者、設計者、施工者等
- (2) 横浜市地域まちづくり推進条例第2条第1項に規定する地域まちづくり活動の主体である団体及び当該活動を支援した個人または団体
- (3) その他顕彰対象に関連するもの

(表彰方法)

第6条 表彰は、市長が行い、表彰状を授与する。

- 2 表彰対象に対し、記念品を贈呈することができる。

(事務局)

第7条 表彰に関する事務を処理するため、事務局を設ける。

- 2 事務局は、まちなみ景観部門においては都市整備局景観調整課、地域まちづくり部門においては同局地域まちづくり課に置く。

(その他)

第8条 この実施細目に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この細目は、平成11年10月25日から実施する。

この細目は、平成17年4月1日から実施する。

この細目は、平成20年3月21日から実施する。

この細目は、平成24年4月1日から実施する。

この細目は、平成25年4月1日から実施する。

■ 活動・景観の名称

■ 応募・推薦理由

■ 応募する部門どちらか1つにチェックを入れてください

地域まちづくり部門  まちなみ景観部門

**【地域まちづくり部門】**

活動団体の名称・住所・電話番号

名称: \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_ 町 \_\_\_\_\_

住所: 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

活動の概要 \_\_\_\_\_

**【まちなみ景観部門】**

対象の所在地

\_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_ 町 \_\_\_\_\_

付近の案内図 \_\_\_\_\_

切り取り

**募集期間**

平成26年 **5月1日** (木) ~ 平成26年 **6月30日** (日)

**問合せ先**

**地域まちづくり部門**

この部門は、横浜市地域まちづくり推進条例に基づき表彰するものです。

横浜市都市整備局地域まちづくり課

Tel:045-671-2696 Fax:045-663-8641

**まちなみ景観部門**

この部門は、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づき表彰するものです。

横浜市都市整備局景観調整課

Tel:045-671-3470 Fax:045-663-8641

過去の受賞作品は

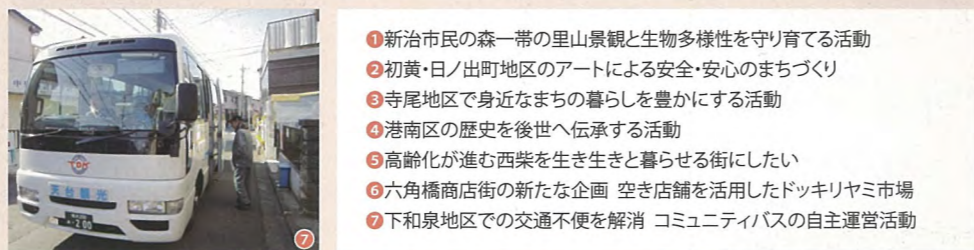
<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/keicho/m11/jyushousakuhin.html>

に記載しています。



第6回 横浜・人・まち・デザイン賞

**【地域まちづくり部門】表彰一覧**

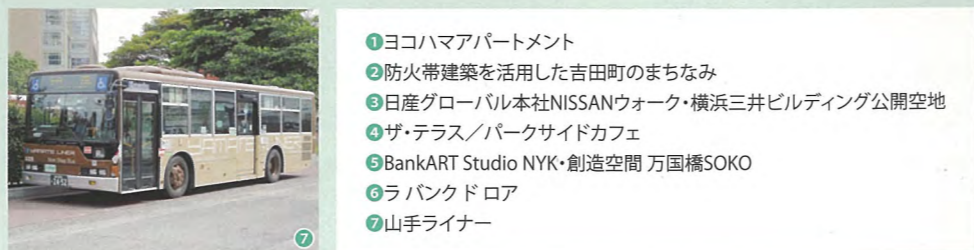


- ① 新治市民の森一帯の里山景観と生物多様性を守り育てる活動
- ② 初黄・日ノ出町地区のアートによる安全・安心のまちづくり
- ③ 寺尾地区で身近なまちの暮らしを豊かにする活動
- ④ 港南区の歴史を後世へ伝承する活動
- ⑤ 高齢化が進む西柴を生き生きと暮らせる街にしたい
- ⑥ 六角橋商店街の新たな企画 空き店舗を活用したドッキリヤミ市場
- ⑦ 下和泉地区での交通不便を解消 コミュニティバスの自主運営活動



第6回 横浜・人・まち・デザイン賞

**【まちなみ景観部門】表彰一覧**



- ① ヨコハマアパートメント
- ② 防火帯建築を活用した吉田町のまちなみ
- ③ 日産グローバル本社NISSANウォーク・横浜三井ビルディング公開空地
- ④ ザ・テラス/パークサイドカフェ
- ⑤ BankART Studio NYK・創造空間 万国橋SOKO
- ⑥ ラバンクドロー
- ⑦ 山手ライナー

**地域まちづくり部門**

横浜市内における、おおむね3年以上の取組実績がある地域まちづくり活動を募集します。

**まちなみ景観部門**

横浜市内の「まちなみ」や「建造物」で、おおむね10年以内に、新しく造られたもの、歴史的建造物等が再生されたものを募集します。

横浜 **人まちデザイン賞** 第7回 **募集!**

応募締切

平成26年 **6月30日** (日)

魅力的なまちをめざしてがんばっている活動や、まちの個性となる景観を推薦してください。



横浜  
人・まち  
デザイン賞



# 地域まちづくり部門



市民が自ら主体となって、創意工夫し、地域まちづくりを推進している活動を募集します。活動の主体となる団体と、その取組を支援した個人または団体を表彰します。

## 地域まちづくり部門の募集にあたって

横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会長  
**山家 京子** (神奈川大学工学部建築学科教授)

社会の成長・成熟に伴い、地域社会のあり方は大きく変化しています。ライフスタイルの多様化やネットの普及などで、私たちの人間関係が希薄化したと聞くことも多くなっています。そのような中、市民の皆さんが自主的に、「地域の環境改善」や「まちを元気にしていきたい」と、市内各所で様々な活動に取り組まれていることに、私は横浜の地域社会の発展の可能性を感じています。ぜひ、地域のまちづくり活動を応募してみてください。

## 受賞活動の例

- **新治市民の森一帯の里山景観と生物多様性を守り育てる活動** (第6回)  
横浜の原風景と呼ばれる谷戸の景観が連なり、さまざまな生き物が生息しています。地元農家の協力も得ながら、多くの市民が森や田んぼを手入れしています。近隣小中学校や市民団体と連携し、次世代への担い手を育てる活動を進めています。
- **六角橋商店街の新たな企画 空き店舗を生かしたドッキリヤミ市場** (第6回)  
閉店後のシャッター前でフリーマーケットやライブイベントを行い、商店街を盛り上げています。商店街の知名度も上がり、今では商店街に空き店舗はありません。
- **下和泉地区での交通不便を解消 コミュニティバスの自主運営活動** (第6回)  
路線バスの廃止と減便で交通不便地域となり、特に高齢者の外出機会が減ることが心配されるようになりました。そこで、バスを自主運営する組織を立ち上げ、寄付を募り民間のバス会社と契約を結び定期運行を実現しました。
- **ハッピーローソン** (第5回)  
多くの親子連れが集まる山下公園で、子育て支援活動の拠点として、お母さんをサポートする商品や環境を整えた店舗づくりをしています。親子で楽しめるイベントで、遊びに来るきっかけづくりになっています。



## 応募要件

- 横浜市内における地域まちづくりであること。
- おおむね3年以上の取組実績があること。

過去に「横浜まちづくり功労者賞」及び「横浜・人・まち・デザイン賞 地域まちづくり部門」で表彰された活動は対象外とします。

## 選考の視点

- 公共性(地域社会への貢献)
- 積極性
- 地域住民等の幅広い参加や他団体との連携
- 今後の活動の継続性・発展性
- 創意工夫

# まちなみ景観部門



地域の個性と魅力をつくりだしている「まちなみ」や「建造物」を募集します。景観づくりに貢献した事業者、設計者、施工者などを表彰します。

## まちなみ景観部門の募集にあたって

横浜市都市美対策審議会表彰広報部会長  
**佐々木 葉** (早稲田大学創造理工学部社会環境工学科教授)

「まちなみ景観部門」では、これまでに建築物をはじめとして橋や公園、ガス灯や交通施設など、多岐にわたる景観を表彰してきました。まちの魅力ある景観は、大きな建物だけでなく住宅や公園、サインやストリートファニチャーなど、様々な要素によって成り立っています。皆さんもぜひ身の回りにある「いいな」と思う景観を探してみてください。たくさんの御応募をお待ちしています。

## 受賞景観の例

- ◆ **ヨコハマアパートメント** (第6回)  
西区西戸部の入り組んだ住宅街のなかに建てられたシェアハウスです。共用スペースは日常生活や、地域の交流の場としても利用されています。
- ◆ **防火帯建築を活用した吉田町のまちなみ** (第6回)  
戦後復興期の1950年代に、防災を目的として市内中心部に多数建てられた長大な壁のように連続する「防火帯建築」をギャラリーや店舗に活用し、地域のイベント拠点にもなっています。
- ◆ **山手ライナー** (第6回)  
走行する山手地区の霧困気にあわせた柔らかな色合いの車体カラーが特徴的なラッピングバスです。地区内には色合いやデザインが統一されたバス停も設置されています。
- ◆ **はまみらいウォーク** (第5回)  
横浜駅東口地区とみなとみらい21中央地区を連絡する歩行者専用の橋です。横浜駅方面からの歩行者を快適に導く役割を果たすとともに、海を望める開放感のあるデザインとしています。



## 応募要件

- ◆ 横浜市内に存する「まちなみ」や「建造物」であること。
- ◆ おおむね10年以内に、新しく造られたもの、歴史的建造物等が再生されたものであること。

過去に「横浜まちなみ景観賞」及び「横浜・人・まち・デザイン賞 まちなみ景観部門」で表彰された景観は対象外とします。

## 選考の視点

- ◆ 地域の個性と魅力にあふれた、新しい景観の創造に寄与しているもの
- ◆ まちの活性化に寄与し、賑わいのある景観を形成しているもの
- ◆ 歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与しているもの
- ◆ 横浜らしさの演出に寄与しているもの
- ◆ 景観と環境や福祉への配慮などの、先進的な取組が調和しているもの

郵便はがき

料金を受取人払郵便

横浜港局  
承認  
9063

差出有効期間  
平成26年6月30日まで

2 3 1 8 7 9 0

017

横浜市中区港町1-1  
横浜市都市整備局景観調整課  
横浜・人・まち・デザイン賞事務局 行

## ■ 応募者氏名

どちらかに○をつけてください  
自薦 他薦

## ■ 応募者住所 〒

## ■ 応募者電話番号

## 今回の募集をどこで知りましたか

- 1. 市役所
- 2. 区役所
- 3. その他公共施設
- 4. 広報
- 5. 友人・知り合いから
- 6. その他

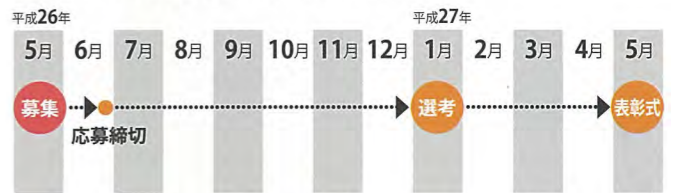
## この賞があることを知っていましたか

- 1. 以前から知っていた
- 2. 今回初めて知った



8< 切り取り

## 選考の流れ [ 予定 ]



**地域まちづくり部門** 横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会が選考します。

**まちなみ景観部門** 横浜市都市美対策審議会表彰広報部会が選考します。

## 応募・推薦方法

- 上の応募はがきに必要事項を御記入のうえ、切手をはらずにポストへ投函してください。
- 横浜市都市整備局のホームページからも応募できます。
- http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/keicho/m11/
- 自薦(地域まちづくり活動を行っている本人、建物所有者や設計者など)、他薦は問いません。
- 応募はがき1枚につき1件の記入とし、何件でも応募できます。







10月4日は  
「都市景観の日」

# 募集

## 都市空間部門

街路・公園や公開空地等の公共的空間とその周りの宅地・建物等が一体となって良質で優れた都市景観が形成され、それを市民が十分に活用することによって、地域の活性化が図られている地区を募集します。

## 景観まちづくり活動・教育部門

良好な景観形成等のための活動を地域に根差して行っており、それらが地域の人々の景観への意識・関心の高揚等につながっている優れた活動を募集します。

## 表彰内容

### 都市空間部門

- ① 大賞 …… 1～2地区
- ② 優秀賞 …… 数地区
- ③ 特別賞 …… 内容に応じ、適宜選定

### 景観まちづくり活動・教育部門

- ① 大賞 …… 1～2活動
- ② 優秀賞 …… 数活動
- ③ 特別賞 …… 内容に応じ、適宜選定

## 応募先・お問い合わせ先

### 都市景観の日実行委員会事務局

東京都文京区音羽2丁目番2号アベニュー音羽2階  
(公財)都市づくりパブリックデザインセンター内  
〒112-0013

TEL) 03-6912-0799 E-mail) info@udc.or.jp

URL) http://www.udc.or.jp

### 主催：「都市景観の日」実行委員会

(公財)都市づくりパブリックデザインセンター、  
(公財)都市計画協会、(一社)日本公園緑地協会、  
(独)都市再生機構、(一財)民間都市開発推進機構、  
(公社)日本都市計画学会、(一財)都市みらい推進機構、  
(公社)街づくり区画整理協会、  
(一社)日本屋外広告業団体連合会、全国景観会議、  
都市景観形成推進協議会、歴史的景観都市連絡協議会、  
全国街路事業促進協議会

### 後援：国土交通省

事務局：(公財)都市づくりパブリックデザインセンター

### 協賛団体：

(一財)都市文化振興財団、(一財)計量計画研究所、  
(公財)区画整理促進機構、(公社)日本交通計画協会、  
(一社)再開発コーディネーター協会、  
(一社)日本造園建設業協会、(一財)公園財団、  
(一社)ランドスケープコンサルタンツ協会、  
(公社)日本下水道協会、(公財)自転車駐車場整備センター、  
(公社)立体駐車場工業会、  
全国土地区画整理事業推進協議会、都市再開発促進協議会



「景観まちづくり活動・教育部門」

「都市空間部門」

# 都市景観大賞

平成  
28  
年度

## 募集期間

H27年10月4日(日)  
～12月25日(金)

平成28年度からは、下記の通り、「都市空間部門」と「景観まちづくり活動・教育部門」について募集します。

### ■ 都市景観大賞とは

都市の景観は国民共有の誇りうる財産として、美しく風格のあるものであり、また、地域固有の歴史や風土が尊重され、そこで生活し活動する人々にとって、親しみと敬意の対象とならなければなりません。都市景観の日実行委員会は、良好な都市景観を育むため、互いに協力しあい、工夫をこらした意欲的な実践に、ともに取り組むことを広く呼びかけ、その一環として平成3年より都市景観大賞を実施しています。

昨年度、景観法10周年記念として実施した「景観づくり活動部門」と従来の「景観教育・普及啓発部門」を統合し、本年度から、新たに「景観まちづくり活動・教育部門」として募集します。

#### I 都市空間部門について

##### 1. 表彰目的

都市景観大賞「都市空間部門」は、良好な都市景観を生み出す優れた事例を選定・顕彰し、その実現に貢献した関係者を顕彰し、広く一般に公開することにより、より良い都市景観の形成を目指すものです。

##### 2. 表彰内容

- ① 大賞（国土交通大臣賞）…………… 1～2地区
- ② 優秀賞…………… 数地区
- ③ 特別賞…………… 内容に応じ、適宜選定

##### 3. 対象地区の要件

本賞は、街路・公園や公開空地等の公共的空間とその周りの宅地・建物等が一体となって良質で優れた都市景観が形成され、それを市民が十分に活用することによって、地域の活性化が図られている地区を対象とします。単独の公共施設、建築物、構造物は対象になりません。

##### 4. 応募者の資格

良質で優れた都市景観の実現に深く寄与した地方公共団体、まちづくり組織、市民団体、民間企業・コンサルタント、独立行政法人、公社等とします。  
※多くの関係者による共同応募が望ましいですが、単独でも応募者になれます。

##### 5. 審査

「都市景観の日」実行委員会内に設置される都市景観大賞審査委員会において、応募図書等をもとに、内容を審査（書類選考、現地視察・ヒアリング）した上で、表彰地区を選定します。

##### 6. 審査委員

（順不同、敬称略、平成27年10月現在）

委員長	陣内 秀信	法政大学教授
委員	池邊 このみ	千葉大学大学院教授
	卯月 盛夫	早稲田大学教授
	岸井 隆幸	日本大学教授
	佐々木 葉	早稲田大学教授
	高見 公雄	法政大学教授
	田中 一雄	株式会社GKインダストリアルデザイン代表取締役
	富田 泰行	トミ・ライティングデザイン・オフィス代表取締役
	国土交通省	都市局公園緑地・景観課長
	国土交通省	都市局市街地整備課長
	国土交通省	住宅局市街地建築課長

#### II 景観まちづくり活動・教育部門について

##### 1. 表彰目的

都市景観大賞「景観まちづくり活動・教育部門」は、地域に関わる人々が景観に関心を持ち、自らの問題として捉え、その解決へ向けて活動できるよう意識啓発、知識の普及、景観法や景観に関する制度等（以下「景観制度」という。）を活用した取組等による活動を選定・顕彰し、広く一般に公開することにより、より良い都市景観の形成を目指すものです。

##### 2. 表彰内容

- ① 大賞（国土交通大臣賞）…………… 1～2活動
- ② 優秀賞…………… 数活動
- ③ 特別賞…………… 内容に応じ、適宜選定

##### 3. 募集対象

景観まちづくり教育の実施や、街歩きや景観に関するセミナーの開催、景観制度を活用した取組など景観まちづくり活動の実施による良好な景観形成等のための活動を地域に根差して行っており、それらが地域の人々の景観への意識・関心の高揚等につながっている優れた活動を対象とします。

##### 4. 応募者の資格

景観まちづくり活動や景観まちづくり教育による意識啓発、知識の普及、景観制度を活用した取組などを行っている、学校、まちづくり組織、市民団体、地方公共団体などで、かつ、地域に根差した活動を3年以上継続して実施している団体とします。

##### 5. 審査

「都市景観の日」実行委員会内に設置される都市景観大賞審査委員会において、応募図書等をもとに、内容を審査（書類選考、現地視察・ヒアリング）した上で、表彰団体を選定します。

##### 6. 審査委員

（順不同、敬称略、平成27年10月現在）

委員長	小澤 紀美子	東京学芸大学名誉教授
委員	卯月 盛夫	早稲田大学教授
	大道 博敏	江東区立越中島小学校主幹教諭
	福井 恒明	法政大学教授
	国土交通省	都市局公園緑地・景観課長

#### 【応募方法】

「都市空間部門」あるいは「景観まちづくり活動・教育部門」に応募したい方は、それぞれの「応募要領」に従って、指定の応募図書を作成し、平成27年12月25日（金）までに（消印有効）、下記提出先までご送付ください。

なお、「応募要領」（応募図書の様式を含む）は、下記のホームページよりダウンロードしてご利用ください。

URL : <http://www.udc.or.jp> の都市景観大賞のページ

#### 【応募図書提出先・お問い合わせ先】

「都市景観の日」実行委員会事務局 都市景観大賞担当 護・南  
〒112-0013 東京都文京区音羽二丁目2番2号 アベニュー音羽2階 公益財団法人 都市づくりパブリックデザインセンター内  
TEL : 03-6912-0799 FAX : 03-6912-0930 E-mail : [info@udc.or.jp](mailto:info@udc.or.jp) URL : <http://www.udc.or.jp/>